

令和 8 年台風第 2 4 号及び前線により被災された皆さまの
医療機関等の窓口における一部負担金の免除等について

この度の災害により被災された皆さま方には、心よりお見舞い申し上げます。

ワールド健康保険組合では、以下免除対象者に該当する方につきまして、医療機関等の窓口で免除証明書を提示いただくことにより、窓口での一部負担金の支払いを免除いたします。免除証明書を希望される方は、一部負担金免除申請書に必要書類を添えてワールド健康保険組合へご提出ください。

【免除対象者】

令和 8 年台風第 2 4 号及び前線による大雨に係る被災地域（災害救助法の適用市町村）に住所を有する方で、今回の災害により下記のいずれかに該当する方

[対象地域はこちら](#)（内閣府ホームページをご確認ください）

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ③主たる生計維持者の行方が不明である

【免除対象期間】

各市町村の災害救助法適用日から令和 8 年 11 月 30 日まで（予定）

【支払を免除する一部負担金等の範囲】

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

※以下については免除対象外です

- ・食事療養標準負担額・生活療養標準負担額
- ・柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等の療養費

【免除申請手続き】

「健康保険一部負担金免除申請書」に「罹災証明書」等を添えて健康保険組合へ提出してください。

（添付書類の詳細は申請書をご覧ください。）

医療機関で診療を受ける際、発行された証明書をマイナ保険証等に添えて提出することにより、窓口で支払う一部負担金等が免除されます。

健康保険一部負担金免除申請書は[こちら](#)

【一部負担金等の還付手続き】

免除対象者のうち、災害救助法適用日以降受診分について、既に医療機関の窓口の一部負担金等を支払っている場合は、その一部負担金等を還付します。※原則、受診日翌日から2年以内にご申請ください。

「健康保険一部負担金還付申請書」を記入し、領収証原本（医療点数がわかるもの）とともに健康保険組合へ提出してください。（添付書類の詳細は申請書をご覧ください。）

健康保険一部負担金還付申請書は[こちら](#)

【その他】

◆被災によりマイナ保険証（マイナンバーカード）、資格確認書を紛失されたとき

- ・マイナ保険証等の紛失等により、保険医療機関等にマイナ保険証等を掲示できない場合は、加入している保険者名（ワールド健康保険組合）、氏名、生年月日、事業所名等を申し出ることで受診できます。
- ・資格確認書を紛失された方は[資格確認書の再交付申請](#)をしてください。

◆健康相談窓口

相談料無料・プライバシー厳守で、電話やメールにて相談できます。

利用対象者：ワールド健康保険組合の被保険者・被扶養者

詳細は[こちら](#)